

阿賀野市告示第 1 7 7 号

阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱

阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱（平成 1 8 年阿賀野市告示第 3 3 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 市長は、風水害及び地震等により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧を推進し、農業生産の維持及び経営の安定に資するため、被災した農業者等が行う復旧事業に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀野市補助金等交付規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 6 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 農地 耕作の目的に供される土地（現在休耕中で今後も耕作する見込みのない農地であって、大雨による被害が他の農地及び農業用施設に影響を及ぼさないものを除く。）をいう。
- （2） 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な施設であって、農道、水路、ため池、頭首工その他の農業の用に供する施設をいう。
- （3） 地域組織・団体 行政区、農家組合、農地所有適格法人、集落営農組織、多面的機能支払交付金取組活動組織、中山間地域等直接支払制度活用集落協定その他農業関係団体をいう。

（交付対象者）

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者は、農業者（当該農地を耕作する者（以下「耕作者」という。）を含む。）、農業用施設管理者又は地域組織・団体で、建設業者等に委託し、又は自力施工により、市内の被災した農地及び農業用施設の復旧を行うものとする。

（補助対象事業）

第 4 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農地及び農業用施設の災害復旧事業とする。ただし、次の各号のいずれかに

該当するものを除く。

- (1) 人災によるもの
 - (2) 通常の維持管理工事又は改良工事であるもの
 - (3) 適正な管理を怠ったことによるもの
 - (4) 国又は県の補助の適用を受けるもの
 - (5) 市の所有施設等で市が復旧しなければならないもの
- (交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる補助対象経費、種類、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、事業費が5万円以上の事業を対象とする。

3 補助金は、他の制度による同種の助成金等と重複して受けることはできない。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日までに、阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金の額の確定通知書（第4号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月18日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	種類	補助率	補助金の額
(1) 土砂等の撤去に伴う重機等の借上料、燃料費及び機械運転員賃金	農地	当該災害復旧事業の50／100	事業費の補助率を乗じて得た額。ただし、1か所当たり40万円を上限とする。
(2) 補助事業に係る資材費	農業用施設	当該災害復旧事業の65／100	
(3) 建設業者等への委託料			
(4) その他市長が必要と認めた経費			

備考 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名）

阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名称 阿賀野市農業用施設等災害復旧支援事業
- 2 事業の種類 ☐農地 ☐農業用施設
※該当する項目の☐にチェックしてください。
- 3 交付申請額 金 _____ 円
※100円未満の端数は切り捨てた額とする。
- 4 補助事業着手（予定）年月日 年 月 日
- 5 補助事業完了（予定）年月日 年 月 日
- 6 添付書類 市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金の交付については下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 事業名称 阿賀野市農業用施設等災害復旧支援事業

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付条件

- （1）阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守すること。
- （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱で定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- （4）補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 不交付の場合は、その理由

第 3 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

住 所

氏 名

電話番号

（法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名）

阿賀野市農業用施設等災害復旧支援事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名称 阿賀野市農業用施設等災害復旧支援事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助事業の清算額 金 円
- 4 補助事業完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類 市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金の額の確定通知書

様

阿賀野市長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿賀野市農業用施設等災害復旧事業補助金については、年 月 日付けの実績報告に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 事業の名称 阿賀野市農業用施設等災害復旧支援事業
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 確定額 金 _____ 円